

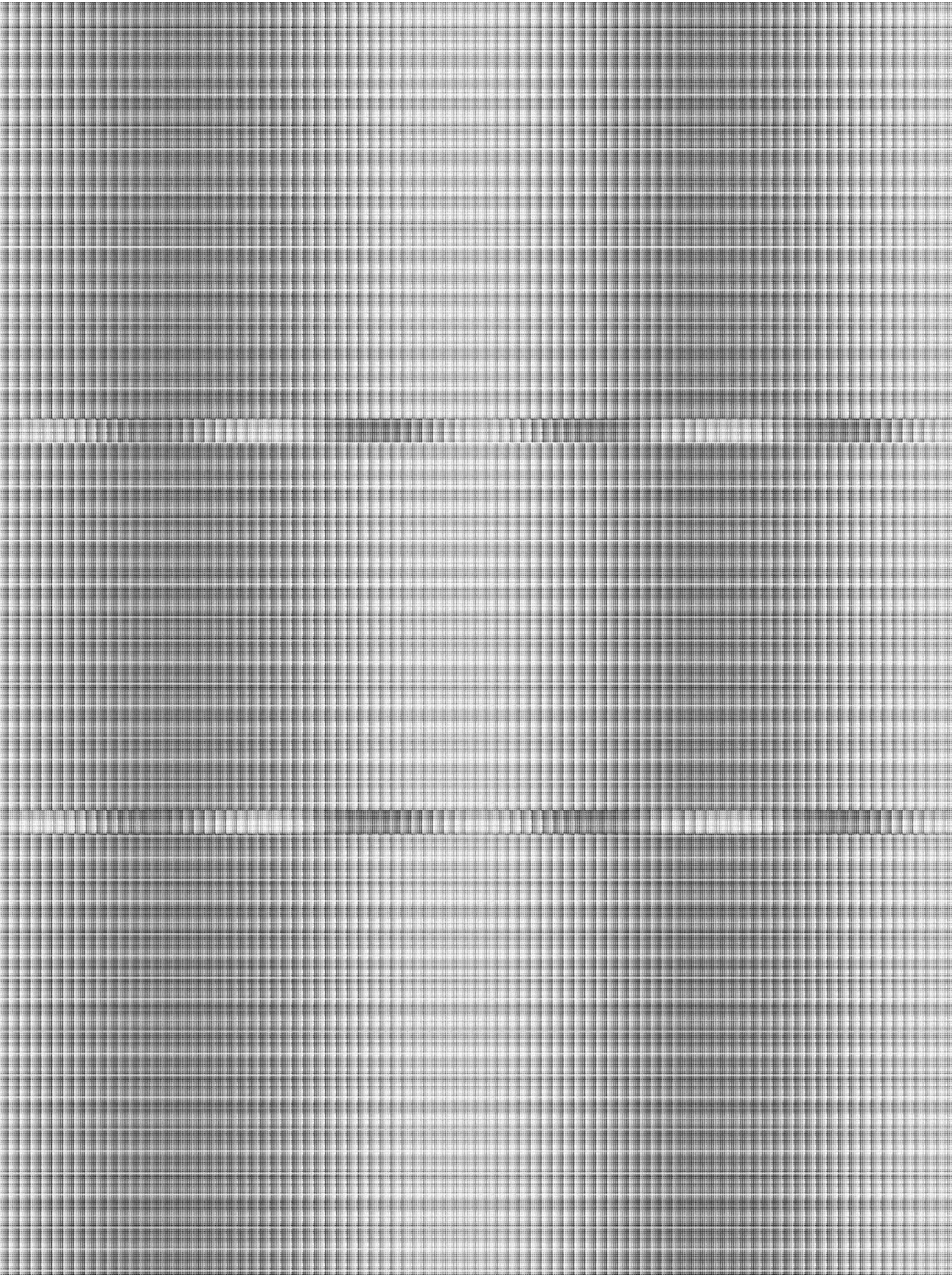
論文課題

令和6年8月実施 職員採用選考

指示があるまで開いてはいけません。

注 意

- 1 問題は2題あります。2題のうちから1題を選択して解答してください。
- 2 字数は800字以上1,200字程度です。なお、論文字数が800字に満たない場合は採点されないことがあります。
- 3 解答時間は1時間30分です。
- 4 メモを要する場合は、この冊子の余白を利用してください。解答用紙は絶対に使ってはいけません。
- 5 解答にあたっては、解答用紙の表紙に記載された注意をよく読んでください。
- 6 この冊子は持ち帰ることができますが、解答用紙は絶対に持ち帰らないでください。



【問題 1】

下記の事例と資料を踏まえ、本児のケースに対するあなたの援助方針を述べてください。

(800 字以上 1,200 字程度)

なお、解答にあたって、問題文、資料の内容をそのまま転記や引用することは避けてください。

【事例】

あなたは、東京都福祉局 X 児童相談所に児童福祉司として配属されました。

あなたの担当する地区に居住する Y 家庭について、学校から児童相談所に通告がありました。

通告の内容は、『昼休みが終わると、本児は担任に「母から叩かれるので、家に帰りたくない。」と言い、家に帰ることを拒否しているのです、児童相談所に対応して欲しい。』というものでした。

あなたは、学校に赴いて本児と面接を実施しました。

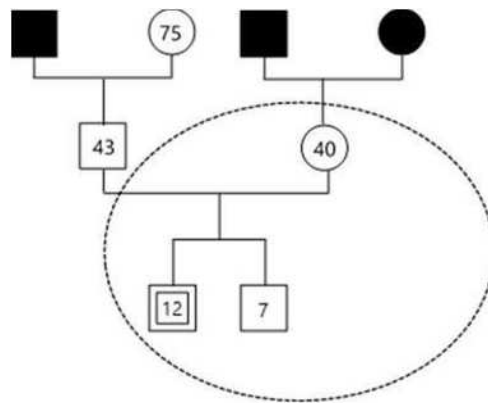
本児は「昨夜、オンラインゲームをしていて、寝る時間が遅くなったところ、母がいきなり部屋に入ってきて、手に持っていた布団たたきで身体を叩かれた。謝っても許してくれず何回も叩かれた。怖くて家には帰りたくない。」と話したため、身体を確認すると太腿や背中にアザが多数ありました。

母から、日常的にも怒鳴られたり叩かれたりしているとの話もあり、一時保護が必要と判断しました。

その後、一時保護期間（30 日経過）の間に、学校やきょうだいの所属への聞き取り調査、本児への面接、保護者への面接、親子面会を行っています。

明日、所内の会議で、あなたが援助方針を提案することになっています。

資料 1



- ・ 本児：小学 6 年生、ADHD 傾向。登校渋りがあるが、学校に来ると楽しく過ごしている。
- ・ 実父：IT 企業に勤め、転勤も多く、一昨年から他県に単身赴任、週末は帰宅し育児を手伝うが、養育方針で母と口論になることが度々ある。
- ・ 実母：旅行会社勤務、テレワークも可能だが、繁忙期は大変忙しい。
- ・ 実弟：小学 1 年生、自閉スペクトラム症があり、療育機関にかかっている。

資料 2

診断種別	本児の診断結果（一時保護 30 日経過）
社会診断	・母は、本児が反抗することに疲弊しており、感情的に怒鳴り、体罰を加えていた。父は、母の体罰を容認していた。 ・父母は、保護者面接や心理フィードバック、医療相談を経て、今までの養育態度を改めようとしている。本児もゲームをやめられず、朝起きられないことに困っていた。 ・母は、暴言や体罰を反省し、本児へ謝罪した。父は、家に戻れるよう会社に異動を申し出ている。
心理診断	・母の謝罪は受け止めたが、また繰り返されるのではという不安があり、また、幼少期不在がちであった父との関係は悪くないが家庭内の安心感は薄い。しかし、父母への思慕はある。 ・長年、叱責や体罰を受けており、自己肯定感も低いため、今後も心理治療が必要である。また、学校や地域の支援の手厚い支援が必要である。
医学診断	・ADHD 傾向がある。ゲーム依存に関しては、医療機関の受診も必要である。 ・幼児期からの母の暴力は外傷体験と考えられる。今後、父母が協力して、本児が安心して生活できる養育環境の整備が必要である。
行動診断	・基本的生活習慣は年齢相応であり、苦手なことにも前向きに取り組むが、場面の切り替えには時間を要する。 ・本児の気持ちを丁寧に汲み取りながら、本児の特徴に応じた関わりを継続し成長を促す事が望ましい。

【参考】

援助方針の種類

助言指導	保護者との面接や家庭訪問等を通じて 1 ～数回の助言により虐待の状況が改善されたケースを終了する場合 など
児童福祉司指導	施設入所等による親子分離は不要であるが、通所や家庭訪問を通じて親子関係等の改善を図るなど、行政決定により虐待に対する指導が必要な場合 など
里親委託・児童福祉施設入所	一定期間、親子を分離した生活をしなければ、子供の安全・安心な生活が保障されない場合 など

【問題 2】

下記の事例と資料を踏まえ、本児の家族再統合に関するあなたの考えを述べてください。

(800 字以上 1,200 字程度)

なお、解答にあたって、問題文、資料の内容をそのまま転記や引用することは避けてください。

【事例】

あなたは、東京都福祉局 X 施設の生活寮に、児童の生活支援を担当する職員として配属されました。

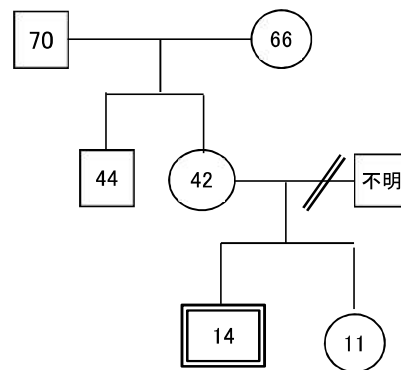
あなたが担当する本児は、現在中学 2 年生の男子です。中学 1 年の 4 月に入所して 1 年あまりが経過しています。本児は、入所当初から中学 3 年進級時の家庭復帰を希望しており、再度意向を確認したところ、「地元の中学校に通ってみたい。」「お母さんの力になりたい。」と述べていました。

本児は、母(44 歳)と妹(小学 5 年生：特別支援学級)との 3 人家族です。母は、DV のあった父と、本児が小学 5 年生の時に離婚しました。当初は生活保護を受けていましたが、母はダブルワークで生計を立て、家事や妹の世話を本児に任せてきました。小学 6 年生の時に学校からの通告で、妹が本児から性被害を受けていたことが判明しました。一時保護の後、X 施設に入所した本児は、性教育や再発防止のためのプログラムを受け、振返りも見られるようになりました。

顕著な被害感が見られない妹は、本児との再会を楽しみにしています。母は、仕事を減らして養育環境を整え、本児の早期の家庭復帰を望んでいますが、妹への性加害が再び起こらないか心配しています。

明日、施設内で児童相談所を交えたケースカンファレンスが開かれます。あなたが本児と家族の意向である家庭復帰に向けた今後の支援について説明することになっています。

資料 1



(施設入所中)

- ・ 本児 : 中学 2 年生。学力は平均的。対人関係に操作性が見られる。
- ・ 母 : 44 歳。離婚後に受給していた生活保護は 1 年弱で廃止となっている。出身は北関東地方。母方祖父母と伯父は母との関係が希薄で本児が施設に入所していることを知らない。
- ・ 妹 : 小学 5 年生。軽度の知的障害があり小学 2 年時から特別支援学級に在籍
- ・ 父 : 不明

資料 2

主な項目	本児の自立支援計画の抜粋（中学 2 年生前期）
自立支援方針	・入所主訴を振り返り加害行為と向き合う。 ・家族との関係を修復し家庭復帰を目指す。 ・学力を向上させ高校進学を目指す。 （入所当初）
入所理由	・非行 性的（妹への性加害）
児童の意向	・妹に謝って許してもらい家に帰って母を助けたい。 ・普通の中学校に通いたい。 （中学 2 年 5 月）
保護者の意向	・早く家に帰ってきてほしいが同じこと（妹への性加害）が起こらないか心配 ・家から塾に通わせて少しでも良い高校に行かせたい。 （中学 2 年 5 月）
児童相談所の意見	【短期的目標】 ・施設生活に慣れる。 ・施設職員との信頼関係を築くとともに性の知識を身につける。 ・学力を向上させる （入所当初） 【中・長期的目標】 ・性加害行為と向き合い被害者感情を理解する。 ・希望する高校に進学できるように学力を向上させる。 ・家庭復帰については被害者感情に配慮して慎重に見極める。 （入所当初）
関係機関の意見	【前籍中学校】 ・新しい環境に慣れてほしい。 ・登校の実績は無いが、家庭に戻る時には当中学校で受け容れることになる。 （入所当初） 【福祉事務所】 ・DVのダメージから離婚後に精神科を受診して生活保護を受給していたが、就労支援を受けて生活が自立したため、1 年弱で生活保護は廃止になっている。 ・生活保護の申請にあたっての親族紹介では、母方祖父母と伯父は絶縁状態を理由に扶養を拒否していた。 （入所当初）

